

別紙第 2

勸 告

次の事項を実現するため、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和 32 年岐阜県条例第 29 号）、岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 12 年岐阜県条例第 48 号）及び岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 14 年岐阜県条例第 38 号）を改正することを勧告する。

1 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当について

(ア) 医療職給料表（一）、行政職給料表又は研究職給料表の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を人事院勧告の内容を考慮して改定すること。

(イ) 初任給調整手当を第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当からなる手当に改め、改正前の初任給調整手当を第一種初任給調整手当とすること。

(ウ) 職員の月例給与水準を適切に確保するため、第二種初任給調整手当を新設し、新たに採用された職員等に対し、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び職員の受ける号給に応じた額並びにこれに地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額を、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第 31 条第 1 項の勤務時間を考慮して 1 時間あたりに換算した額が、その在勤する地域にお

ける民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額を下回るときは、その差額を踏まえて人事委員会規則で定めるところにより算出した額を支給すること。

- (エ) 定年前再任用短時間勤務職員その他の人事委員会規則で定める職員については、(ウ)の職員の属する職務の級及び職員の受ける号給に応じた額に関し所要の措置を講ずること。

イ 宿日直手当について

勤務 1 回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は 5,000 円、医師又は歯科医師の宿日直勤務は 24,000 円、人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主とする宿日直勤務は 8,000 円（執務時間が通常の執務日の 2 分の 1 の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ 7,500 円、36,000 円、12,000 円）とすること。

ウ 期末手当及び勤勉手当について

- (ア) 令和 8 年 12 月期の支給割合

a b 及び c 以外の職員

期末手当の支給割合を 1.2875 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.7375 月分）とし、勤勉手当の支給割合を 1.0875 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.5375 月分）とすること。

b 人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（以下「管理・監督職員」という。）

期末手当の支給割合を 1.0875 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6375 月分）とし、勤勉手当の支給割合を 1.2875 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6375 月分）とすること。

c 教育職給料表（一）の適用を受ける職員のうち学長の職を占める職員

期末手当の支給割合を 0.7 月分とし、勤勉手当の支給割合を 1.1 月分とすること。

(イ) 令和 9 年度以降の支給割合

a b 及び c 以外の職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.275 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.725 月分）とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.075 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.525 月分）とすること。

b 管理・監督職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.075 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.625 月分）とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.275 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.625 月分）とすること。

c 教育職給料表（一）の適用を受ける職員のうち学長の職を占める職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.6875 月分とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.0875 月分とすること。

2 岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 2 のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 令和 8 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1.8 月分とすること。

イ 令和 9 年度以降の支給割合

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.775 月分とすること。

3 岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 3 のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当について

ア 令和 8 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 0.9875 月分とし、勤勉手当の支給割合を 0.9125 月分とすること。

イ 令和 9 年度以降の支給割合

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.975 月分とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.9 月分とすること。

ウ 勤勉手当の支給総額

勤勉手当の支給総額について、職員の数、人事評価の結果その他の事情を考慮して当該総額を超えて支給することが特に必要と認められる場合には、当該総額に 3 を超えない範囲内で当該職員の数に応じて人事委員会規則で定める数を乗じて得た額の範囲内で人事委員会の承認を受けた額とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、令和 8 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、1 の(2)のウの(ア)、2 の(2)のア及び 3 の(2)のアについては、令和 8 年 12 月 1 日から、1 の(1)の別記第 1 教育職給料表（二）の備考（二）及び教育職給料表（三）の備考（二）により加算される金額の改定については、令和 9 年 1 月 1 日から、1 の(2)のアの(イ)、(ウ)、(エ)及びウの(イ)、2 の(2)のイ並びに 3 の(2)のイ及びウについては、

令和 9 年 4 月 1 日から実施すること。